

平成24年度地域自主戦略交付金交付要綱（医療提供体制施設整備に関する事業）

（通則）

- 1 地域自主戦略交付金制度要綱（発翰番号（以下「制度要綱」という。）に基づく地域自主戦略交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}令第6号）^{労働省}の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の対象）

- 2 交付金の対象となる事業は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項及び同条第2項第7号に規定する都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画に定める医療提供体制の整備の目標等のうち、都道府県が実施する次に掲げる事業（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）とする。

なお、各事業の内容については、本要綱の別紙「平成24年度地域自主戦略交付金（医療提供体制施設整備に関する事業）の事業について」に基づくものとする。

- （1）地球温暖化対策施設整備事業
- （2）内視鏡訓練施設 施設整備事業
- （3）看護師等養成所施設整備事業
- （4）看護師養成所修業年限延長施設整備事業
- （5）看護教員養成講習会施設整備事業
- （6）歯科衛生士養成所施設整備事業

（交付金事業者）

- 3 都道府県から整備に要する経費の一部を受けて交付対象事業を実施できる者は、次の者（以下「交付金事業者」という。）とする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を除く。

- （1）2の（1）及び2の（2）に掲げる交付対象事業

医療法第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者

また、2の（2）の交付対象事業を実施できる者は、日本赤十字社、社会福祉

法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会及び社会福祉法人北海道社会事業協会（以下「公的団体」という。）を除く者に限る。

(2) 2の(3)から2の(6)までの交付対象事業

(ア) 医療法人 (イ) 社会福祉法人 (ウ) 学校法人及び準学校法人 (エ) 一般社団法人及び一般財団法人 (オ) 健康保険組合及び健康保険組合連合会 (カ) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会 (キ) 公的団体

ただし、(ア) 及び (エ) については、学校教育法第124条の規定による「専修学校」又は同法第134条の規定による「各種学校」の認可を受けることのできる看護師等養成所(ただし、助産師養成所及び看護師養成所2年課程(通信制)にあつてはこの限りではない。)若しくは歯科衛生士養成所に限る。

また、2の(3)及び2の(6)に掲げる交付対象事業を実施できる者は、公的団体を除く者に限る。

(交付金の対象除外)

4 この交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用
- (5) その他の整備費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この交付金の交付額は、次により算定するものとする。

- (1) 別表第1の第1欄に掲げる事業区分別に、第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 交付額の算定方法については、(2)の交付基礎額に $1/2$ (ただし、第2の(1)の事業においては $1/3$)を乗じて得た額(算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)の事業毎に合計した額を交付額とする。

(交付の条件)

6 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付対象事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(2) 交付対象事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

ア 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

イ 建物の規模、構造又は用途(ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

(3) 交付対象事業を中止し、又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 交付金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(6) 都道府県が交付対象事業に対してこの交付金を財源の全部又は一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア 都道府県から補助金の交付を受けて行われる事業(以下この項において「補助事業」という。)に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

イ 補助事業の内容のうち、次のものを変更(軽微な変更を除く。)する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の設置場所(ただし、設置予定敷地内における設置場所の変更で機能を著

しく変更しない軽微な変更を除く。)

(イ) 建物の規模、構造又は用途（ただし、機能を著しく変更しない軽微な変更を除く。)

ウ 補助事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

カ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

キ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙6により速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下この項において「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

シ 補助事業者は、この交付金にかかる補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない。

(7) (6) により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(8) 補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、別紙5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

7 この交付金の交付の申請は、都道府県知事が別紙1による申請書に、当初提出した事業計画に変更がある場合は変更後の事業計画その他の関係書類を添えて、別に定める期日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

8 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、速やかに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2ヶ月以内に交付の決定を行うものとする。

(交付金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲

内において概算払をすることができるものとする。

(遂行状況報告)

- 11 当該事業年度の事業の進捗状況について別紙2による平成24年12月末日現在の状況報告書に関係書類を添えて、平成25年1月15日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

また、厚生労働大臣は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告させ、又は検査を行うことができる。

(実績報告)

- 12 都道府県知事は、別紙3による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1月を経過した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は平成25年4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別紙4による年度終了実績報告書を、平成25年4月30日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(交付金の返還)

- 13 厚生労働大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずるものとする。

(その他)

- 14 特別の事情により、5、7、8、11及び12に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別表第1

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 地球温暖化対策施設整備事業	1 か所当たり 94,000 千円	地球温暖化対策に資する整備に必要な工事費又は工事請負費
(2) 内視鏡訓練施設施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額の合計額とする。 訓練者×30 m ² (ただし、1,000 m ² を限度とする。)	内視鏡訓練施設として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(3) 看護師等養成所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 (1) 新築の場合 ア 保健師、助産師、看護師の学校又は養成所 学生定員×20 m ² (ただし、2年課程(通信制)は3 m ²) イ 准看護師の学校又は養成所 学生定員×17 m ² (2) 増築の場合 新築の場合に準じて算定した面積 ただし、既存面積と増築面積との合計面積は、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。 (3) 改築(移改築及び模様替えを含む。)の場合 当該施設の既存面積 ただし、上記(1)の例により算定した場合の面積を超えることはできない。	学校又は養成所(寄宿舎を含む。)の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費

	(4) 男子学生の受入れに必要な更衣室等を整備する場合は、上記(2)又は(3)により算定した面積に 16.2 m ² を限度として加算した面積	
(4) 看護師養成所 修業年限延長施設 整備事業	次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1 学年定員×20 m ²	看護師養成所の修業年限を延長するために必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費
(5) 看護教員養成 講習会施設整備 事業	次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 80 m ²	看護教員養成講習会の定員の増加等に必要な新築、増改築若しくは改修に要する工事費又は工事請負費
(6) 歯科衛生士養成 所施設整備事業	次に掲げる基準面積に別表第2に定める単価を乗じた額とする。 基準面積 1 学年定員×20 m ²	学校又は養成所の新築、増改築に要する工事費及び工事請負費

(注) 1 建築面積が基準面積を下回るときは、当該建築面積を基準面積とする。

2 補強の基準単価は補強事業における単価であり、補強単価が基準単価を下回るときは、当該補強単価を基準単価とする。

別表第2 地域別1平方メートル当たり単価表

(単位:円)

事業区分	構造別	地域区分			
		A	B	C	D
(2) 内視鏡訓練施設施設整備事業	鉄筋コンクリート	187,700	178,800	169,800	160,800
(3) 看護師等養成所施設整備事業	鉄筋コンクリート	136,100	129,600	123,100	116,700
(4) 看護師養成所修業年限延長施設整備事業	ブロック	118,000	112,400	106,800	101,200
(5) 看護教員養成講習会施設整備事業	木造	136,100	129,600	123,100	116,700
(6) 歯科衛生士養成所施設整備事業					

(注) 1 上記基準単価は、新築及び増改築事業における基準額算定の限度となる単価であり、建築単価が基準単価を下回るときは、当該建築単価を基準単価とする。

2 都道府県別の地域区分は次のとおりとする。

区 分	地 域
A	青森県、岩手県、福島県、東京都、富山県、山梨県、長野県、沖縄県
B	北海道、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、神奈川県、新潟県、石川県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、奈良県、鳥取県、広島県、熊本県、鹿児島県
C	栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、福井県、愛知県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、島根県、岡山県、山口県、香川県、高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県
D	徳島県、愛媛県、福岡県、大分県